

中島保育所利用者負担額（保育料）無料化について

中島村保健福祉課
中島保育所

中島村では、保育所等に入所させている保護者の負担を軽減することにより、安心して子どもを生み育てる環境づくりを推進することを目的に、平成27年度より「中島村子どものための保育給付に係る利用者負担額の無料化(減免)事業」を実施しています。

1. 対象

- (1) 保護者及び入所する子どもが住民基本台帳法の規定により中島村に記録され、日常生活の実態がある子どもであること。

〈例〉 住所のみ中島村にあり、生活（衣食住）が他の市町村での場合は該当しません。

〈例〉 子どものみが中島村で、保護者が他の市町村の住所の場合は該当しません。

- (2) 保護者及び利用者負担額の算定となる方が、村税等（使用料、手数料、負担金含む）を滞納しないこと。

〈例〉 納付すべき村税等が納期限を超過し、未納の場合は該当しません。

ただし、納入計画書を提出し、計画的に村税等を納入していれば、該当します。

2. 無料化の範囲

無料化事業では、利用者負担額（保育料）を無料化の対象としています。

3. 今後の流れ

提出いただいている入所申込書をもとに、世帯の収入から利用者負担額を算定します。利用者負担額が決定しましたら「利用者負担額決定通知書」をお送りします。

その後、無料化の対象となる方は無料化申請書を提出していただきます。村税等の滞納状況の確認を行い、村で審査し、決定します（「別紙 無料化申請の流れ」参照）。

4. その他

4月以降の入所についても、無料化申請書の提出が必要となり、その場合も村で審査し決定となります。決定までの期間は仮に無料とします。

なお、審査の結果、該当とならなかった場合は開始した月までさかのぼっての請求となりますのでご了承ください。



別紙 無料化申請の流れ

